



東京都児童相談所

JOIN OUR TEAM

採用選考制度

東京都では福祉職、心理職の各種選考を実施しています。
最新の採用選考情報は東京都福祉保健局職員課HPの他、採用選考案内をご参照ください。

東京都職員採用サイト：<https://www.saiyou2.metro.tokyo.lg.jp>
東京都児童相談所お仕事紹介サイト：<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/saiyou-jisou/information/>

人事制度・福利厚生

昇給・手当

東京都では、職員が仕事を通じてあげた成果や職務遂行力、取組姿勢等を上司が評価する「業績評価制度」を導入しています。業績評価は昇給や勤勉手当等、様々な形で活用されています。

休暇制度

1年間に20日(4月1日採用は15日)付与される年次有給休暇のほか、下記のような休暇制度があります。
・夏季休暇・慶弔休暇・子供の看護休暇・病気休暇・介護休暇など

職員住宅

児童相談所の直線5km圏内に職員住宅(借上げ民間住宅・単身用)があります。主な設備等は、キッチン、風呂・トイレ別、エアコン付き、フローリング、オートロック等です。使用料は規則により住居ごとに設定され、職務内容に応じて一定割合が減額されます。入居期間は原則入居から5年間または採用から6年を経過した日までです。空室状況によっては入居できないことがあります。

キャリアアップ

東京都では、学歴等に関係なく、能力・業績主義に基づく選考により昇任する仕組みになっています。さらに、特定の分野におけるスペシャリストの管理職として、東京都児童相談所では児童福祉相談専門課長や児童心理専門課長が活躍しています。



児童相談所の仕事は決して楽でも簡単でもありません。
しかし、子供一人ひとりに真摯に向き合い、
子供の未来を支えるかけがえのない仕事です。

責任ある仕事ですが、職員一人ではなくチームで対応しています。
東京都児童相談所では、チームの一員に加わってくれる熱意ある方を求めています。

Movie公開中
東京都児童相談所
お仕事紹介サイト



子供たちの笑顔のために
子供たちの未来のために
私たちと一緒に働きませんか

東京都児童相談センター



事業課事業調整担当
〒169-0074 東京都新宿区北新宿四丁目6番1号
東京都子供家庭総合センター6階
電話:03-5937-3070 / FAX:03-3366-6034

令和5年5月発行
登録番号(5)1

R70 リサイクル適性(A)
古紙/パルプ配合率
70%再生紙を使用
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

● 児童相談所の仕事

児童相談所は、全ての子供が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。児童福祉司、児童心理司、医師、保健師などの専門スタッフが相談に応じます。



● 児童相談所の職員

東京都児童相談所では、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員のほか、医師や看護師、保健師、弁護士など多くの専門職が連携して働いています。



● 職員一人ではなく、チームとして対応

東京都児童相談所では、チーム制を導入しています。受け付けた相談の情報を共有し、どのような援助が望ましいかチーム全員で検討しています。



チームで支援



児童福祉司

児童相談所の相談援助業務の中心的な役割を担います。子供や家族等と面接し、子供の置かれている環境や課題を整理し援助を行います。

お子さんの成長や今後の人生に大きく関わる大切な仕事だと感じています。

つらく傷ついている状況のお子さんと接するので、**専門職として支援を諦めないよう心がけています。**



児童心理司

心理学的立場から子供の状態や親子関係を見立てて援助します。心理検査やカウンセリング、心理療法などを行います。



一時保護所職員

一時保護所に入所した子供への援助を行う職員です。入所から退所まで子供と関わり、担当の児童福祉司や児童心理司と連携して子供への生活援助を行います。

一年生のお子さんを担当していた時に、毎日すこずつ、話をすることで心を開いてくれるようになりました。退所時に「**僕は大人になったら保護所の職員になりたいです**」と手紙を書いてくれたことがとても嬉しかったです。



Movie公開中

東京都児童相談所で働く人たちの日常に密着



point 01

多くのノウハウを蓄積・共有

東京都の児童相談所は長年様々な相談案件に対応し、多くのノウハウを蓄積しています。難しい相談事例に対応できるのも、積み上げてきたノウハウがあるからこそです。

point 02

東京都の児童相談所

令和5年4月現在、東京都では**10か所**の児童相談所を設置しています。児童相談所間の異動を経験することにより、更なる研鑽を積むことができます。



point 03

充実した人材育成

東京都ではOJT・研修・自己啓発を人材育成の**3本柱**としています。

「見せて・やらせて・フォローする」を徹底したOJT

新任職員一人ひとりにチューター（先輩職員）を配置。個人の資質等に注目して「育成計画」を作成。定期的（7月、10月、3月）に育成状況を確認し、2年目以降も個々の職員の課題を的確にキャッチアップしてフォローを図ります。さらに、児童福祉司、児童心理司のOB・OGが「業務指導員」として家庭訪問に同行するなど新任職員の育成をサポートします。

充実した研修で職員一人ひとりのスキルアップをサポート

児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員それぞれに、経験年数や役職ごとの研修を実施。さらに、令和4年度からは、児童相談所職員のためにトレーニングセンターを開設。少人数のロールプレイ形式で面接スキルトレーニング研修などを実施しています。

社会福祉士や臨床心理士等の資格取得を支援

東京都では、職員の自己啓発を支援するため、職務と関連する資格の取得にかかった費用の一部を補助する制度があります。

【対象資格（一例）】

・社会福祉士・社会福祉主事・精神保健福祉士・臨床心理士・公認心理師など